

「下請施工について（通知）」の取扱いについて（お知らせ）

H25. 3. 7
工事検査課
契約課

平成25年4月1日以降に今治市と契約する請負工事を対象に、施工管理体制の徹底を目的として、従来から提出を求めている「下請施工について（通知）」（以下「下請通知書」という。）について、つぎのとおり取扱いますのでお知らせします。

- 1 「下請通知書」は、つぎの事項に該当するときに提出してください。
 - (1) 市から直接受注した方（元請負人）が、当該工事の一部について、下請契約を締結したとき（1次下請）
 - (2) 1次下請負人が請け負った当該工事の一部について、再下請契約を締結したとき（2次下請）
 - (3) 上記(1)又は(2)の契約に変更が生じたとき。
- 2 「下請通知書」は、下請契約又は再下請契約締結後、直ちに（当該下請工事又は再下請工事に着手する前）提出してください。
- 3 「下請通知書」及び必要な添付書類 1部（1式）を「監督員」に提出してください。
 - * 今までは、「監督員」に1部と「契約課」に1部、計2部の提出を求めていましたが、今後は、契約課に提出する必要はありません。
- 4 「下請通知書」を提出するときは、つぎの区分により必要な書類を併せて提出してください。

区 分	添付書類
(1) 必ず必要な書類	① 下請契約書（請書、注文書）の写し ② 施工体制台帳 ③ 施工体系図
(2) 上記(1)に加え、下請負人又は再下請負人が建設業許可を受けているとき	④ 建設業許可書の写し ⑤ 当該下請工事又は再下請工事に必要な技術者の資格が確認できる資料 ・ 配置技術者「主任技術者」 「〇級技術検定合格証明書」など資格ができる書類の写し 又は「実務経験証明書」（様式自由）のどちらか。
(3) 上記(1)(2)に加え、当該工事が、低入札価格調査を行ったうえで契約しているとき	⑥ 工事内訳書、見積書、明細書など、下請工事又は再下請工事の内容（工種・数量、機械費及び材料費の有無）が確認できる書類

* 工事完成図書との重複を避けるため、図書項目に「別途提出済み」と記載してください。
 （参照）工事検査課ホームページ「請負工事提出書類チェックリスト」6 施工体制台帳

- 5 「下請通知書」等の様式
 「下請通知書」「再下請通知書」の様式を一部改正し、工事検査課ホームページ「請負工事の提出書類に関する事」→「下請通知書等の取扱いについて」に掲載しましたので、その様式を使用してください。